

追加(3回目)接種のお知らせ

新型コロナワクチンは、接種後の時間の経過とともに、有効性や免疫原性が低下するといわれています。そこで、感染予防や重症化予防のワクチン効果を持続させるため、2回目接種を完了された方を対象に3回目接種を行います。

対象者

2回目の接種から原則8か月が経過した人で、接種する日に大木町に住民票がある18歳以上の人

国は重症化リスクの高い人、重症化リスクの高い人と接触の多い人、職業上の理由等によりウイルス感染リスクの高い人について、特に追加接種を推奨しています。

接種回数と接種期間

追加接種は1回で終了です。

初回接種(1・2回目接種)に用いたワクチンの種類にかかわらず、2回目の接種完了から原則8か月が経過した以降に、日本で追加接種用のワクチンとして薬事承認されたものを用いて接種を受けることができます。

新型コロナワクチン3回目接種クーポン券発送時期等

2回の接種を完了した人へ接種が可能になる時期に合わせて順次クーポン券を発送します。追加接種については、年齢や基礎疾患等の優先順位はなく、2回目接種から8か月が経過する時期をもとに対象者にクーポン券を発送する予定です。

令和3年12月から主に医療従事者等の接種を開始し、令和4年2月から住民接種を開始する予定です。予約開始の日程などの詳細は、クーポン券に同封する案内チラシや町ホームページ等でお知らせします。

2回目接種の完了時期	3回目接種クーポン券 発送時期	追加接種開始時 期予定
医療従事者 (令和3年3月、4月接種済み者)	発送済	令和3年12月
医療従事者等 (令和3年5月接種済み者)	令和3年12月中旬頃	令和4年1月
高齢者等 (令和3年6月接種済み者)	順次発送予定	令和4年2月
令和3年7月以降	順次発送予定	令和4年3月以降

接種費用
無料

ワクチンの供給量次第で変更になる場合があります。

2回目の接種を受けていない人には、3回目接種のクーポン券は発行しません。

2回目の接種を終えた後に大木町へ転入し、3回目接種を希望される人は、大木町で接種記録を確認できないため、追加接種のクーポン券の発行申請が必要となります。詳しくは、大木町役場 健康福祉課へお問合せください。

【問合せ先】大木町役場健康福祉課 ☎ 0944-32-1280

裏面もご覧ください⇒

65歳以上の方

回覧

インフルエンザワクチン

予防接種の助成期間を**延長**します

令和3年度 接種期間

令和4年1月31日(月)まで

全国的にワクチンの供給が遅れていましたが、厚生労働省より、12月中旬以降にワクチンの供給量が安定するとの通達がありました。

それに伴って、町での接種期間を延長します。

1月に入っても出荷は継続されるとのことですので、

医療機関に相談しながら焦らず予約されるようにお願いします。



接種料金 **1,650 円**

生活保護世帯、町県民税非課税世帯の人は、接種料金が**無料**です。
無料で接種を受けるためには、確認書類が必要です。

身分証を持って、大木町役場2番C 健康福祉課窓口におこしてください。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、介護保険負担限度額認定証、令和3年度介護保険料額決定（特別徴収開始）通知書、診療依頼書、

生活保護証明書をお持ちの方は、いずれか1つの写しを医療機関に提出してください。役場で発行する確認書類は不要です。

町内実施医療機関

※**直接医療機関に予約をお願いします。**

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
えさき小児科内科医院	32-1125	野口医院	32-1103
くにたけ医院	32-1105	松本医院	32-1225
酒井内科胃腸科医院	33-1109	宮原泌尿器科クリニック	33-2424
たなか医院	33-0075	よこやま外科乳腺クリニック	32-2291
津留医院	33-2588		

※町外は、福岡県内の「定期予防接種広域化実施医療機関」で受けることができます。
事前に医療機関へ確認してご予約ください。

健康福祉課 健康長寿グループ TEL 0944-32-1280